

徳島県告示第五百四十八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和四年度後期技能検
定を次のとおり実施する。

令和四年九月一日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職 種		等級	期 日		場 所	手数料の額	
機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、ガラス施工	電気機器組立て、配管、型枠施工	一級及び二級	学 科	実 技	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	学 科	実 技
			令和五年一月二十二日（日曜日）	令和四年十二月五日（月曜日）から令和五年二月十二日（日曜日）までの間において徳島県職業能力開発協会が別に指定する日		三千百円	
						特級 全職種 一万八千二百円	
						一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級和裁及び機械・プラント製図 一万三千三百円（二十五歳未満の者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの（以下「二十五歳未満の被保険者」という。）が二級又は三級を受ける場合にあつては、四千三百円）	
						機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十五歳未満の被保険者が二級又は三級を受ける場合にあつては、六千百円	
自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工（合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図		一級及び二級					
造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図		三級					

特級
全職種 一万八千二百円
一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級和裁及び機械・プラント製図 一万三千三百円（二十五歳未満の者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの（以下「二十五歳未満の被保険者」という。）が二級又は三級を受ける場合にあつては、四千三百円）
機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十五歳未満の被保険者が二級又は三級を受ける場合にあつては、六千百円

バルコニー施工	単一等級			) その他の職種 一万八千二百円(二十五歳未満の被保険者が二級又は三級を受ける場合にあっては、九千二百円) 三級(高等学校等の在校生が受ける場合に限る。) 全職種 四千四百円(二十五歳未満の被保険者が受ける場合にあっては、二千九百円)
空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ	一級及び二級	令和五年二月五日(日曜日)		
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工	三級			

二 受検申請書の提出期間

令和四年十月三日(月曜日)から同月十四日(金曜日)まで。ただし、郵送による場合は、同月十四日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会で配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百二十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒(A列四番サイズ以上)を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター(電話〇八八―六二一―二三五〇)又は徳島県職業能力開発協会(電話〇八八―六六三―二三一六)に問い合わせること。